

# 岐阜県公報

第二千四百三十号

平成二十五年三月二十二日

(金曜日)

## 目次

### 規則

岐阜県と畜場法施行細則の一部を改正する規則

(生活衛生課) 二〇二二<sup>ページ</sup>

### 告示

保安林に指定する予定である旨の通知

(治山課) 二〇三三

道路の供用開始

(道路維持課) 二〇五五

岐阜都市計画下水道事業の変更認可

(下水道課) 二〇六六

美濃加茂都市計画下水道事業の変更認可

(同) 二〇六六

保安林の指定予定

(岐阜農林事務所) 二〇六六

内水面漁場管理委員会告示

公聴会の開催

(内水面漁場管理委員会) 二〇七七

### 公示

危険物取扱者試験の実施に関する事務を行う指定試験機関の名称の変更

(消防課) 二〇八八

消防設備士試験の実施に関する事務を行う指定試験機関の名称の変更

名称の変更

(同) 二〇八八

介護保険指定居宅サービス事業所の指定

(高齢福祉課) 二〇八八

介護保険指定居宅介護支援事業所の廃止

(同) 二〇八九

介護保険指定介護予防サービス事業所の指定

(同) 二〇八九

土地改良事業の完了

(農地整備課) 二〇九〇

公共測量の実施

(用地課) 二二〇〇

公共測量の終了

(同) 二二〇〇

建築基準法に規定する用途地域の指定のない区域で定める

事項の区域区分の変更案の縦覧

(建築指導課) 二二一一

競争入札に参加する者に必要な資格に関する件

(出納管理課) 二二一一

土地改良区役員の退任及び就任

(可茂農林事務所) 二二二四

規 則

岐阜県と畜場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十二日

岐阜県知事 古 田 義

岐阜県規則第八号

岐阜県と畜場法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県と畜場法施行細則（昭和二十九年岐阜県規則第六号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「の規定による」を「各号に掲げる」に、「年令」を「年齢」に、「及び所有者の住所氏名」を「並びに所有者の住所及び氏名」に改める。  
別記第四号様式中「年令」を「年齢」に改める。

「

産地
市 郡 市 郡 市 郡 市 郡 市 郡
県 県 県 県 県 県 県 県 県

を

別記第六号様式中「番号」を「番号」に、「年令」を「年齢」に、「月齢」を「月齢」に改める。

「

産地	出生の日	個体番号
市 郡 市 郡 市 郡 市 郡 市 郡		
県 県 県 県 県 県 県 県 県		

」

「4 欄は、申請者が記入しないこと。」を「5

牛のと畜検査申請の場合は、項目を記入すること。に改める。  
番号欄は、申請者が記入しないこと。」

「

別記第十号様式中「年令」を「年齢」に、「月齢」を「月齢」に改める。
検査員印

」

「

検査員印
検査員印

」

「

検査員印
検査員印

牛の場合は月齢を記載すること。

に改める。」

附則  
この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

告 示

岐阜県告示第百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十五年三月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所  
中津川市川上字丸野一・二・三・四の一から一・二・三・四の四まで、一・二・三・四の七
  - 二 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 三 指定施業要件
    - (一) 立木の伐採の方法
      - 1 主伐は、択伐による。
      - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保

保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。  
平成二十五年三月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所  
中津川市付知町字出ヶ谷六の五四
  - 二 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
  - 三 指定施業要件
    - (一) 立木の伐採の方法
      - 1 主伐は、択伐による。
      - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十五年三月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所  
中津川市加子母字村上四・三・四、四・三・六の一
- 二 指定の目的  
土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
  - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十五年三月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

恵那市明智町東方字下向四五八の二、字上向七二〇の一、七二四の五

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
  - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に

備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十五年三月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡揖斐川町西横山字ケラ洞八三三、八三三、字南村八三四、八三五の一、八三七の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
  - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十五年三月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所  
 揖斐郡揖斐川町谷汲高科字一ノ瀬四四八の一、字引洞七九七の三三、七九七の二六

二 指定の目的  
 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十五年三月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所  
 揖斐郡揖斐川町春日香六字下山四八、四九の一、五〇の一、五八、五九の二、五九の三、字岩原一〇七、一〇八の一

二 指定の目的  
 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第百六十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十五年三月二十二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備 考 (区域の 決定又は 変更の告 示年月日 ほか)
一般 国道	三三三三号	揖斐郡大野町大字黒野字小田 町二九番六地先から 同 郡同 町大字中之元字横 町一一一四番二地先まで	四三・〇	平成 二五・三・三十一	平成 二〇・一〇・一〇

岐阜県告示第百六十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十五年三月二十二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域又は年度の変更の告示の日)
県道	本山 東線	揖斐郡揖斐川町谷汲徳積字大正新田一八二〇番五地先から同 郡同 町同 字天 神洞一五二八番三地先まで	五〇〇	平成二五・三・三	平成一九・三・六

岐阜県告示第百六十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、岐阜都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 施行者の名称  
岐阜市
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
岐阜都市計画下水道事業 岐阜市公共下水道事業
- 三 事業施行期間  
昭和九年七月十七日から平成二十九年三月三十一日まで
- 四 事業地  
事業地を表示する図面において表示する。

岐阜県告示第百六十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、美濃加茂都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 施行者の名称  
富加町
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
美濃加茂都市計画下水道事業 富加町特定環境保全公共下水道事業
- 三 事業施行期間  
平成元年十二月十二日から平成三十一年三月三十一日まで
- 四 事業地  
事業地を表示する図面において表示する。

岐阜県告示第百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十五年三月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所  
山県市神崎字水タロ一八三三、一八三八の一（次の図に示す部分に限る。）
- 二 指定の目的  
魚つき
- 三 指定施業要件  
（一）立木の伐採の方法

<table border="1"> <tr> <td data-bbox="153 136 466 448"> <p>開催日時 平成二十五年四月十二日(金) 午後一時三十分から</p> </td> <td data-bbox="153 448 466 712"> <p>開催場所 下呂市萩原町羽根二六〇五の一 岐阜県下呂総合庁舎大会議室</p> </td> <td data-bbox="153 712 466 1115"> <p>議 題 共同漁業の漁場計画の樹立について 木曾川水系 内共第二十三号 木曾川(飛驒川)水系 内共第二十七号 内共第二十八号 第三十三号</p> </td> </tr> </table>	<p>開催日時 平成二十五年四月十二日(金) 午後一時三十分から</p>	<p>開催場所 下呂市萩原町羽根二六〇五の一 岐阜県下呂総合庁舎大会議室</p>	<p>議 題 共同漁業の漁場計画の樹立について 木曾川水系 内共第二十三号 木曾川(飛驒川)水系 内共第二十七号 内共第二十八号 第三十三号</p>	<p>一 開催日時、開催場所及び議題</p> <p>岐阜県内水面漁場管理委員会告示第三号</p> <p>漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十一条第四項の規定により、岐阜県知事に漁業権免許の内容等について意見を述べるに当たり、利害関係者から意見を聴するため、次のとおり公聴会を開催する。</p> <p>平成二十五年三月二十二日</p> <p>岐阜県内水面漁場管理委員会 会長 太田 嘉 俊</p>	<p>内水面漁場管理委員会告示</p> <p>林事務所及び山県市役所に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県岐阜農林事務所及び山県市役所に備え置いて縦覧に供する。)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 主伐は、択伐による。</li> <li>2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</li> <li>3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</li> </ol> <p>(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。</p>
<p>開催日時 平成二十五年四月十二日(金) 午後一時三十分から</p>	<p>開催場所 下呂市萩原町羽根二六〇五の一 岐阜県下呂総合庁舎大会議室</p>	<p>議 題 共同漁業の漁場計画の樹立について 木曾川水系 内共第二十三号 木曾川(飛驒川)水系 内共第二十七号 内共第二十八号 第三十三号</p>			
<p>二 その他</p> <p>公聴会において意見を述べようとする者は、住所、氏名、年齢、職業、発言内容の趣旨等を書面で、平成二十五年四月五日までに岐阜市藪田南二丁目一番一号 岐阜県農政部農政課水産振興室内の岐阜県内水面漁場管理委員会事務局に提出すること。</p>	<p>平成二十五年四月十六日(火) 午後一時三十分から</p> <p>岐阜市藪田南二丁目一番二二号 岐阜県水産会館 大会議室</p>	<p>土岐川水系 内共第三十四号 矢作川水系 内共第三十五号 宮川水系 内共第三十七号 万波川水系 内共第四十四号 大長谷川水系 内共第四十五号 庄川水系 内共第四十六号 区画漁業の漁場計画の樹立について 飛驒市 内区二六第一号</p> <p>共同漁業の漁場計画の樹立について 揖斐川水系 内共第一号、第十一号 長良川水系 内共第十二号、第二十二号 石徹白川水系 内共第四十七号 区画漁業の漁場計画の樹立について 養老町 内区二六第二号、第九号 海津市 内区二六第十号 郡上市 内区二六第十一号</p>			

公 示

危険物取扱者試験の実施に関する事務を行う指定試験機関の名称の変更

消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第十三条の八第二項の規定により、指定試験機関から名称の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり公示する。

平成二十五年三月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定試験機関の名称

財団法人消防試験研究センター

二 変更後の指定試験機関の名称

一般財団法人消防試験研究センター

三 変更の年月日

平成二十五年四月一日

消防設備士試験の実施に関する事務を行う指定試験機関の名称の変更

消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第十七条の九第四項において準用する同法第十三条の八第二項の規定により、指定試験機関から名称の変更の届出があったので、同法第十七条の九第四項において準用する同法第十三条の八第三項の規定により、次のとおり公示する。

平成二十五年三月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定試験機関の名称

財団法人消防試験研究センター

二 変更後の指定試験機関の名称

一般財団法人消防試験研究センター

三 変更の年月日

平成二十五年四月一日

介護保険指定居宅サービス事業所の指定

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十条第一項の規定に基づき同法第四十一条第一項の指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年三月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指 定 年 月 日
有限会社聖心堂	ハピネスクラブ羽島	岐阜県羽島市江吉良町二三一	通所介護	平成二五・二・一
特定非営利活動法人かえで	デイサービスかえで	岐阜県羽島市竹鼻町飯柄字西折戸八二番一	通所介護	平成二五・二・一
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター岐阜南	岐阜県羽島郡笠松町北及一八一一番地	通所介護	平成二五・二・一
有限会社健康理化学センター	サンライズデイサービスセンター	岐阜県羽島郡岐南町八割二丁目二七番地	通所介護	平成二五・二・一
株式会社HOTO	おあしすデイサービス虎溪山	岐阜県多治見市虎溪山町三一一七 三レジデンス溪北一階	通所介護	平成二五・二・一
株式会社一心	レッツ倶楽部ひのき	岐阜県大垣市松町七九八番地	通所介護	平成二五・二・一
株式会社一心	レッツ倶楽部いけだ	岐阜県揖斐郡池田町八幡二五二八番地二	通所介護	平成二五・二・一
医療法人すずらん		岐阜県関市倉知一四八番一	特定施設	平成

ずらん会	株式会社レザミミひだ	ヘルパースイションレザミミ	岐阜県高山市昭和町二丁目八五ーレザミミひだメディケアガーデン	訪問介護	平成二五・二・一
医療法人社団 康誠会	康誠会訪問介護ステーション	岐卓県揖斐郡大野町瀬古二二二	訪問介護	平成二五・二・一	
株式会社 岩ころ	岩ころ訪問看護センター	岐卓県大垣市和合新町一八九中村第五ビルF一〇一〇号室	訪問看護	平成二五・二・一	

介護保険指定居宅介護支援事業所の廃止

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条第二項の規定に基づき指定居宅介護支援事業者から当該指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第八十条第二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年三月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
医療法人 ずらん会	居宅介護支援事業所 和花	岐卓県関市倉知一四八番一	居宅介護支援	平成二五・一・三

介護保険指定介護予防サービス事業所の指定

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の二第一項の規定に基づき同法

第五十三条第一項の指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年三月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	年月日
有限会社聖心堂	ハピネスクラブ羽島	岐卓県羽島市江吉良町二三一	介護予防通所介護	平成二五・二・一
特定非営利活動法人かえで	デイサービスかえで	岐卓県羽島市竹鼻町飯柄字西折戸八二番一	介護予防通所介護	平成二五・二・一
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター岐卓南	岐卓県羽島郡笠松町北及一八一番地	介護予防通所介護	平成二五・二・一
有限会社健康理化学センター	サンライズデイサービスセンター	岐卓県羽島郡岐南町八剣二丁目二七番地	介護予防通所介護	平成二五・二・一
株式会社HOTO	おあしすデイサービス虎溪山	岐卓県多治見市虎溪山町三一一七 三レジデンス溪北一階	介護予防通所介護	平成二五・二・一
株式会社 一心	レッツ倶楽部ひのき	岐卓県大垣市松町七九八番地	介護予防通所介護	平成二五・二・一
株式会社 一心	レッツ倶楽部いけだ	岐卓県揖斐郡池田町八幡二五二八番地二	介護予防通所介護	平成二五・二・一
ハートライフ株式会社	介護付有料老人ホームハート各務原	岐卓県各務原市大野町二丁目二二五	介護予防特定施設入居者生活介護	平成二五・二・一
医療法人 ずらん	ずらん	岐卓県関市倉知一四八番一	介護予防	平成

ずらん会	株式会社レザ ミひだ	ヘルパースイ ションレザミ ケアガーデン	岐阜県高山市昭和町二丁目 八五 一レザミひだメデイ	特定施設 入居者生 活介護	二五・二一
医療法人社団 康誠会	康誠会訪問介 護ステーション	岐阜県揖斐郡大野町瀬古二 三二一	訪問介護	介護予防	平成 二五・二一
株式会社 岩 ごころ	岩ごころ訪問 看護センターシ ン西濃	岐阜県大垣市和合新町一 八九中村第五ビルF二〇 一号室	訪問看護	介護予防	平成 二五・二一

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公示する。

平成二十五年三月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

事業の種類	施行に係る地区名	工事完了年月日
基幹農道整備事業	古川南部地区	平成二五・二・二八

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により中日本高速道路株式会社名古屋支社岐阜工事事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年三月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により岐阜地方務局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年三月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関  
岐阜地方務局
- 二 作業種類  
公共測量（不動産登記法第十四条第一項地図作成）
- 三 作業期間  
平成二十五年一月十四日から  
同 年二月二十八日まで
- 四 作業地域  
土岐市泉町久尻

建築基準法に規定する用途地域の指定のない区域で定める事項の区域区分の変更案の縦覧

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）に基づき次に掲げる事項の区域区分の変更をしたいので、次のとおり案を公衆の縦覧に供する。なお、当該案について、縦覧期間満了の日までに岐阜県に意見書を提出することができる。

平成二十五年三月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

一 用途地域の指定のない区域内で定める事項

- 1 法第五十二条第一項第六号に規定する容積率の限度
  - 2 法第五十二条第二項第三号に規定する前面道路の幅員が十二メートル未満である建築物の容積率の限度
  - 3 法第五十三条第一項第六号に規定する建ぺい率の限度
  - 4 法第五十六条第一項第二号二に規定する隣地境界線からの距離に対する建築物の高さの限度
  - 5 法別表第三（欄の五の項）に規定する前面道路からの距離に対する建築物の高さの限度
- 二 区域区分の変更を行う市  
可児市
- 三 区域区分の変更を行う土地の区域  
計画図書において表示する区域
- 四 案の縦覧場所  
岐阜県都市建築部建築指導課及び可児市建設部建築指導課
- 五 縦覧期間  
平成二十五年四月一日から同年四月十五日まで

競争入札に参加する者に必要な資格に関する件

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の五第一項及び第百六十七条の十一第二項の規定により来年度の競争入札に参加する者に必要な資格を定めた

ので、同令第百六十七条の五第二項（同令第百六十七条の十一第三項において準用する場合を含む。）及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条の規定により公示します。

平成二十五年三月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

一 調達をする物品等又は特定役務の種類

- 1 電子計算機器類
- 2 医療用機器類
- 3 通信機器類
- 4 試験・分析機器類
- 5 一般・産業用機器類
- 6 自動車類
- 7 航空機類
- 8 被服類
- 9 燃料
- 10 電力
- 11 医薬品・医療用品類
- 12 事務用品類
- 13 建設工事
- 14 電気通信サービス
- 15 電子計算機サービス及び関連のサービス
- 16 広告サービス
- 17 出版及び印刷のサービス
- 18 汚水及び廃棄物の処理、衛生その他の環境保護のサービス
- 19 その他

二 資格

地方自治法施行令第百六十七条の五第一項及び第百六十七条の十一第二項の規定により定める競争入札に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）は、入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に記載されていることとします。

三 名簿への登載

名簿への登載を希望する者は、岐阜県会計規則（昭和三十一年岐阜県規則第十九号）第二百二十六条第一項の規定により入札参加資格審査申請書等を提出して次の要件を満たすかどうかの審査を受けなければなりません。

- 1 県税（個人の県民税、地方消費税及び県が発行する証紙をもって払い込む県税（証紙に代えて現金で納付される県税を含む。）のうち自動車税以外のものを除く。）について未納の徴収金（徴収猶予に係るものを除く。）がないこと。
- 2 県内に主たる営業所を有する者にあつては、消費税及び地方消費税について未納の税額（徴収猶予に係るものを除く。）がないこと。
- 3 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）をされた者にあつては、同法第九十九条第一項若しくは第二項又は第二百条第一項の規定による更生計画認可の決定（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）を受けていること。
- 4 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをされた者にあつては、同法第七十四条第一項の規定による再生計画認可の決定を受けていること。
- 5 経営が健全であり、契約の履行が確実であると認められること。
- 6 建設工事の請負にあつては、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の規定による許可を受けるとともに、同法第二十七条の二十三第一項の規定による審査を受けていること。
- 7 測量の請負にあつては、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第五十五条第一項の規定による登録を受けていること。
- 8 建築設計の請負にあつては、建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条第一項の規定による登録を受けていること又は建築設備に関する知識及び技能の資格を有すると認められること。
- 9 前三号に掲げるものを除くほか、法令の規定による許可、認可、登録等を受けなければ営むことができない業に係る請負にあつては、当該許可、認可、登録等を受けていること。
- 10 地質調査の請負にあつては、地質調査業者登録規程（昭和五十二年建設省告示第

七百十八号）第二条第一項の規定による登録を受けていること。

- 11 建設コンサルタントの請負にあつては、建設コンサルタント登録規程（昭和五十二年建設省告示第七百十七号）第二条第一項の規定による登録を受けていること。
  - 12 補償コンサルタントの請負にあつては、補償コンサルタント登録規程（昭和五十九年建設省告示第千三百四十一号）第二条第一項の規定による登録を受けていること。
  - 13 森林整備業務の請負にあつては、次の(1)から(4)までのうち、いずれかの資格等を有する技術職員を一名以上通年雇用し、かつ、常勤の技術職員を二名以上又は非常勤の技術職員を五名以上雇用していること。
    - (1) 林業技士  
林業技士養成事業実施要領（昭和五十三年十月六日付け農林水産事務次官通達）又は林業技士養成事業実施要綱により一般社団法人日本森林技術協会が認定した者
    - (2) 青年林業士（育成部門又は素材生産部門に限る。）  
林業後継者育成対策等事業実施要領（昭和五十八年四月四日付け農林水産事務次官通達）により都道府県知事が認定した者又は岐阜県林業士認定要領により岐阜県知事が認定した者
    - (3) 基幹林業作業士、林業技能作業士又は林業作業士  
林業労働力対策実施要領（昭和四十五年七月三十一日付け林野庁長官通達）、林業担い手育成強化対策実施要領（平成八年五月二十四日付け林野庁長官通達）、林業担い手育成確保対策事業の実施について（平成十年四月八日付け林野庁長官通達）又は強い林業・木材産業づくり交付金実施要領（平成十七年三月三十日付け林野庁長官通達）により都道府県知事又は林業労働力確保支援センターが認定した者
    - (4) フォレストワーカー、フォレストリーダー又はフォレストマネージャー  
林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく資金の貸付け等に関する省令（平成八年農林水産省令第二十五号）に基づき農林水産省が備える研修修了者名簿に登録された者
- 四 有効期間等
- 1 有効期間  
資格の有効期間は、名簿に登載されている期間です。

名簿への登録は三の規定による審査の結果三の各号に掲げる要件を満たしている  
と認められたときになされ、名簿からの抹消は三の各号に掲げる要件を欠いたとき  
になされます。

なお、測量、建築設計、地質調査、建設コンサルタント及び補償コンサルタント  
業務の請負に係る名簿については平成二十六年三月三十一日、森林整備業務の請負  
に係る名簿及び製造の請負、物件の買入れその他に係る名簿については平成二十五  
年三月三十一日をもって失効します。

2 更新

有効期間満了後引き続き資格が必要な場合は、有効期間満了前に、又は満了と同  
時に改めて名簿に登録されなければなりません。

五 建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格の等級区分

二で規定する資格のほか、建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格の等  
級区分（建設業法第二十七条の二十三第一項の審査の評定に基づき別に定める基準に  
従って定められるものをいう。）は、次のとおりです。

1 土木一式工事

予 定 価 格	等 級 区 分
四千万円以上	A
一千五百万円以上四千万円未満	B
一千五百万円未満	C

2 建築一式工事

予 定 価 格	等 級 区 分
五千万円以上	A
二千五百万円以上五千万円未満	B
二千五百万円未満	C

3 電気工事

4 管工事

予 定 価 格	等 級 区 分
二千万円以上	A
六百万円以上二千万円未満	B
六百万円未満	C

六 資格に関する事務を担当する課

資格に関する事務を担当する課は、次のとおりです。

1 建設工事、測量、地質調査、建設コンサルタント、補償コンサルタント、建築設  
計等の請負

千五〇〇 八五七〇 岐阜市藪田南二丁目一番一号

岐阜県土整備部建設政策課建設業係

電話番号 〇五八 二七二 八五〇四

2 森林整備業務の請負

千五〇〇 八五七〇 岐阜市藪田南二丁目一番一号

岐阜県林政部治山課治山係

電話番号 〇五八 二七二 八五二六

3 製造の請負、物件の買入れその他

千五〇〇 八五七〇 岐阜市藪田南二丁目一番一号

岐阜県出納事務局出納管理課用度係

電話番号 〇五八 二七二 八七一五

